

第二次甲良町持続可能な地域づくり計画
(甲良町過疎地域持続的発展計画)

令和8年度～令和12年度

甲良町

目次

はじめに.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 過疎法による過疎地域の指定.....	1
3. 計画期間.....	1
基本的な事項.....	2
1. 町の概況.....	2
2. 人口及び産業の推移と動向.....	6
3. 行財政の状況.....	7
4. 地域の持続的発展の基本方針.....	8
5. 地域の持続的発展の基本目標.....	11
6. 計画の達成状況の評価に関する事項.....	11
7. 公共施設等総合管理計画との整合.....	11
1. 内発的発展に向けた移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の推進.....	12
(1) 現況と問題点.....	12
(2) その対策.....	13
(3) 計画.....	14
2. 地域活性化のための産業振興と雇用創出.....	15
(1) 現況と問題点.....	15
(2) その対策.....	16
(3) 計画.....	18
(4) 産業振興促進事項.....	19
3. 住みよいまちづくりに向けた技術活用の推進.....	20
(1) 現況と問題点.....	20
(2) その対策.....	20
(3) 計画.....	21
4. 住民の日常生活を支える交通網の整備.....	22
(1) 現況と問題点.....	22
(2) その対策.....	22
(3) 計画.....	23
5. 定住を支える基盤の確保.....	24
(1) 現況と問題点.....	24
(2) その対策.....	26
(3) 計画.....	28
6. 健康で幸せな生活を送るための環境整備.....	29
(1) 現況と問題点.....	29
(2) その対策.....	29
(3) 計画.....	30

7. 誰一人取り残さないための医療体制の確保.....	31
(1) 現況と問題点.....	31
(2) その対策.....	31
(3) 計画.....	31
8. 次世代育成に向けた教育の展開.....	32
(1) 現況と問題点.....	32
(2) その対策.....	32
(3) 計画.....	33
9. 持続発展的な集落運営組織の構築.....	34
(1) 現況と問題点.....	34
(2) その対策.....	34
(3) 計画.....	35
10. 住民の誇りの醸成に向けた町財産の継承と活用.....	36
(1) 現況と問題点.....	36
(2) その対策.....	36
(3) 計画.....	36
11. 豊かな地域づくりに向けた再生可能エネルギーの活用.....	37
(1) 現況と問題点.....	37
(2) その対策.....	37
(3) 計画.....	37
事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）.....	38

はじめに

1. 計画策定の趣旨

令和4年4月1日時点の我が国の過疎関係市町村は885団体と全市町村の約5割となっており、過疎地域の人口（令和2年国勢調査）は約1,164万人と全国の約1割を占めています。過疎対策については、国において、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定され、以降三度の法手続きを経て、平成12年制定の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月をもって失効することに伴い、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という）」が制定されました。過疎法の制定により、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現に向けて取り組むこととされました。

こうした動向を踏まえ、甲良町（以下「本町」という）では、過疎対策を計画的に推進し、住民主体の持続発展的なまちづくりを行うために、過疎法第8条第1項に基づき、令和8年度から令和12年度までの施策を明確化した「第二次甲良町過疎地域持続的発展計画」を策定します。

2. 過疎法による過疎地域の指定

本町においては、平成7年から令和2年までの人口減少率が25.7%、平成30年度から令和2年度までの3か年平均の財政力指数が0.39であることから、過疎法第2条の規定に基づき、令和4年4月1日付で過疎地域に指定されました。このことから、住民が生活を維持し、まちを存続・発展させるためにも、過疎対策を実行していくことが求められます。

3. 計画期間

本計画の実施期間は令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

基本的な事項

1. 町の概況

(1) 自然・歴史・社会・経済的諸条件の概要

(自然的条件)

本町は、琵琶湖の東部、湖東平野に位置し、北部は彦根市、東部は多賀町、南部は愛荘町、西部は豊郷町に接しています。人口約 11 万人を擁する彦根市の中心部まで自動車です約 15 分の位置にあり、通勤・通学、買い物等の日常生活の様々な面において、彦根市とは非常に密接な関係となっています。

地勢は、南北 5.15km、東西 5.32km、面積は 13.62km²となっています。町の東部には鈴鹿山脈の麓に位置する正楽寺山、池寺山があり、さらにその山並みは西北方向の西ヶ岡山へとつながっています。北境部には鈴鹿山脈から琵琶湖へと注ぐ一級河川の犬上川が流れており、町の大半を占める平野部は、犬上川の堆積作用でできたなだらかな傾斜の扇状地で形成されています。

(歴史的条件)

本町は古くから拓かれた町であり、昭和 56 年から始められた圃場整備事業に伴う埋蔵文化財調査の結果、縄文中期には人が住み始め、約 4,500 年の歴史があることがわかっています。

奈良時代に入ると、犬上川の水を用いるための灌漑水路を設けて稲作が行われ、江戸期には「当国第一ノ上品ナリ」（彦根藩地誌『淡海木間攪』）と評される穀倉地帯となっていました。

水との関わりが深い土地であることから、水をめぐる争いが絶えず、昭和初期には「犬上川騒動」といわれる水利紛争が起こり、この問題を解決するために日本最初の灌漑ダムである犬上川ダムが築造されました。この他にも、農家用水地下パイプライン化への反対を契機に、住民の間でまちづくりの機運が高まり、現在に至るまで「せせらぎ遊園のまちづくり」と題したまちづくりが行われてきました。

また、歴史文化が豊かな町でもあり、室町時代に甲良荘に勝楽寺城を築いて本拠地とし、後に室町幕府の創立に参加した佐々木道誉、戦国時代末期の甲良荘藤堂村出身の武将で築城の名手としても知られる藤堂高虎、江戸時代に日光東照宮や江戸城天守閣等の江戸初期を代表する建造物を手掛けた甲良豊後守宗廣を輩出しており、町内にも多くの文化財が点在しています。

一方で、本町には、社会的、文化的、経済的に低い位置に置かれた被差別地区が 500 年前ほど前より存在し、人権をめぐる問題とも深く関わってきた歴史があります。昭和 44 年に成立した「同和対策事業特別措置法」に基づき、平成 14 年に至るまで様々な施策が進められ、これらの取り組みが人権尊重のまちづくりを推進する町の特色の一つとなっています。

(社会的・経済的条件)

本町は 13 の集落から構成されており、集落ごとの人口は最も少ないところで 96 人、最も多いところで 1,766 人とその規模は様々であり、うち 9 集落が 400 人未満の集落となっています。また、世帯数は最も少ないところで 39 世帯、最も多いところで 769 世帯となっており、うち 6 集落が 100 世帯未満となっています。

交通網としては、町の南東部を縦断する国道 307 号をはじめ彦根市から湖南市に至る県道 13 号彦根八日市甲西線その他、彦根市や東近江市、豊郷町、多賀町へと通じる 5 路線の一般県道があります。また、隣接する愛荘町と彦根市にはそれぞれ名神高速道路の湖東三山 S I C と彦根 I C があります。

公共交通機関としては、近江鉄道グループの運営する近江鉄道、湖国バスが町内及び町外を移動する手段となっています。

●集落別人口、世帯数

集落名	人口	世帯
在士	185	83
下之郷	620	247
尼子	832	341
呉竹	1,069	502
小川原	215	86
北落	302	122
金屋	329	142
正楽寺	96	39
池寺	369	136
長寺東	207	77
長寺西	1,766	769
法養寺	121	50
横関	251	97
合計	6,362	2,691

資料：甲良町住民基本台帳、令和 7 年 4 月 1 日現在

(2) 過疎の状況

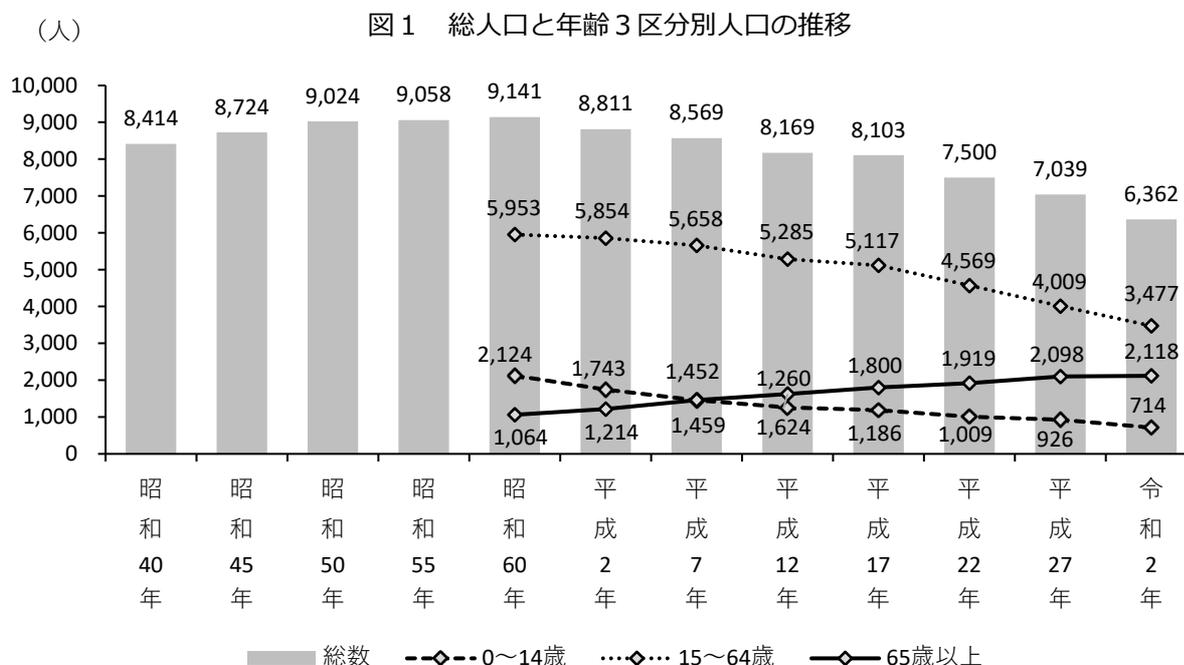
本町の人口は、昭和60年の9,141人を境に減少の一途をたどっており、令和2年時点で6,362人となっています。平成27年から令和2年までの5年間で677人、9.6%が減少しており、平成7年から令和2年までの25年間では2,207人、25.7%の減少となっています。国勢調査に基づく高齢化率は、昭和60年以降一貫して上昇しており、令和2年時点では33.6%となっています。滋賀県や全国と比較しても、生産年齢人口の人口比率は滋賀県平均や全国平均を下回っており、65歳以上、75歳以上の高齢者人口の人口比率はいずれも滋賀県平均や全国平均を上回っています。

過疎防止に向けたまちづくりとしては、これまでも企業誘致や空き家の利活用、子育て世代に向けたアプローチ等を行ってきましたが、依然として町内人口は減少傾向にあり、過疎化に歯止めをかけるには至っていません。

また、本町においては「せせらぎ遊園のまちづくり」として、集落ごとにまちづくりを行ってきましたが、生産年齢人口の流出によりまちづくりを維持管理するための担い手が不足し住民の負担となっています。加えて、集落同士の交流が進んでおらず、新規事業を立ち上げて町全体として協力体制を築くことが難しくなっています。

過疎対策としては、人口増加に向けた施設整備等の行政主導の短期集中的な取り組みの成果が出ていないことから、今後は住民主体のまちづくりを推進し、住みよく暮らしやすい町をめざすことで、町内に定住する人や町外からの移住者を増やすことが必要となります。

● 総人口と年齢3区分別人口の推移

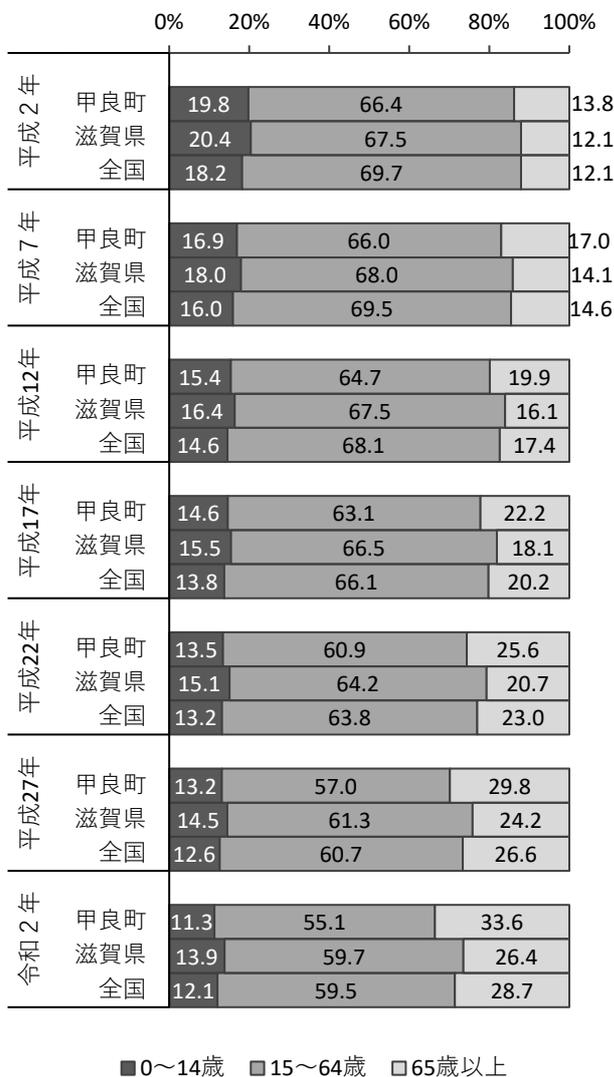


※総数には年齢不詳人口を含むため合計が合わない場合があります。

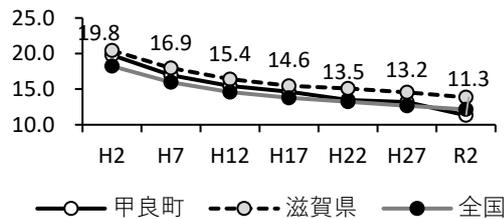
資料：国勢調査

●全国及び滋賀県との人口構成比較

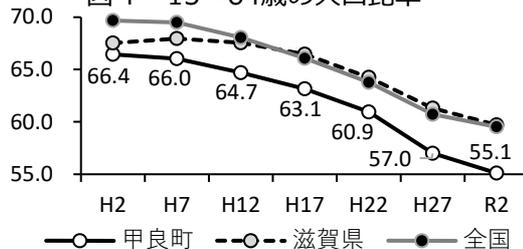
図2 年齢3区分別人口の
国・県との比較



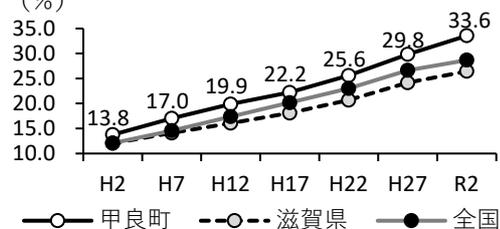
(%) 図3 0～14歳の人口比率



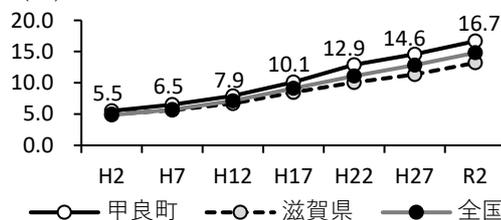
(%) 図4 15～64歳の人口比率



(%) 図5 65歳以上の人口比率



(%) 図6 75歳以上の人口比率



※総数には年齢不詳人口を含むため合計が合わない場合があります。

資料：国勢調査

(3) 社会経済的発展の方向

今後は、過疎対策の要となる生産年齢人口の増加を念頭に置きつつも、住民が主体となって進めてきた「せせらぎ遊園のまちづくり」の歴史を継承し、さらなる発展に向けて取り組んでいきます。

本町では総合計画において、まちづくりの将来像を『「せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち」～住む人が誇りに思う町をめざして～』と設定しています。この将来像のもと、これまで住民と行政が協働で築いてきた「住民主体のまちづくり」や「人権尊重のまちづくり」という町のよさを守り育てながら、甲良三大偉人や先人が大切にしてきた「進取の気性」を受け継ぎ、若者や新住民を含めた住民自身が「住みたい、住み続けたい、住んでよかった」と愛着や誇りを感じられるまちづくりを進めていきます。

2. 人口及び産業の推移と動向

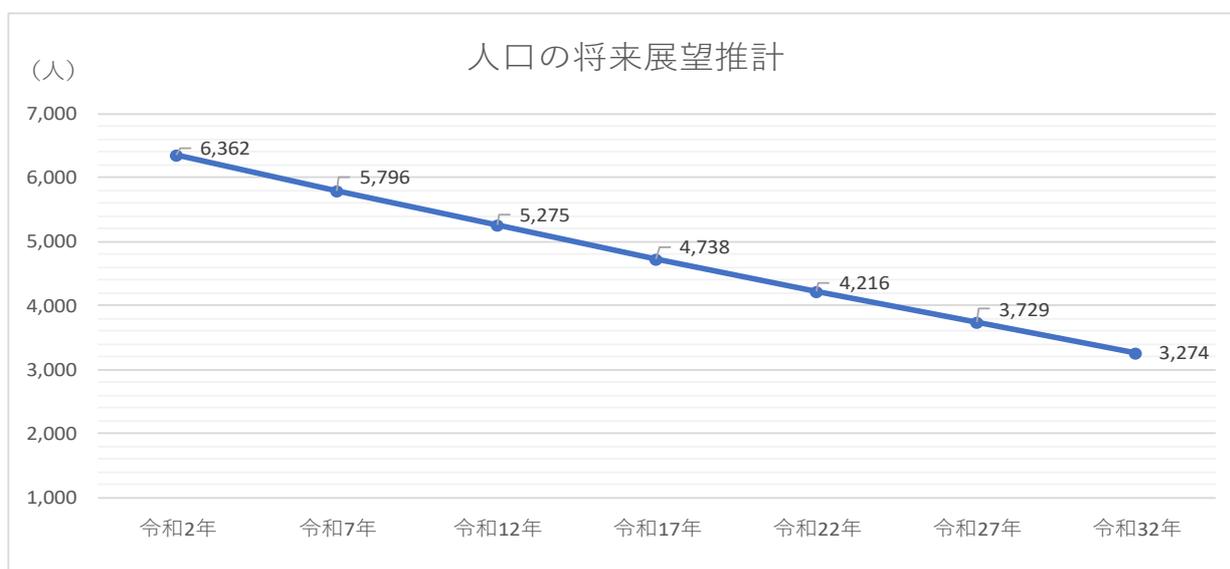
(1) 人口の推移と動向

甲良町総合計画における「甲良町人口ビジョン」をみると、過疎対策のための施策の効果を見込んだ将来展望人口においても人口減少は続くことが見込まれています。

要因としては、少子高齢化による自然減に加えて、転入者が転出者を上回ることがない転出超過による社会減があります。転出者の主な移動先としては同じ湖東定住自立圏内が多くなっており、特に彦根市への転出者が多くなっています。

今後は、少子化の抑制や町外への転出者数の減少に向けて取り組むとともに、人口減少を踏まえたまちづくりを行っていく必要があります。

●甲良町人口ビジョン



資料：人口問題研究資料第 349 号日本の地域別将来推計人口 国立社会保障・人口問題研究所

(2) 産業の推移と動向

町内における全就業者数は減少傾向にあり、各産業の就業者数は第3次産業が最も多く、次いで第2次産業となっており、第1次産業に従事する人口が少ない状況です。本町は総面積の約5割を田畑が占める農村でありながら、農業で生計を立てている人が少なくなっています。産業別の人口の推移については、第2次産業と第3次産業の人口が減少している一方で、第1次産業においても農業の大規模化が進み個人農家は減少しています。

男女別産業分類別就業者数については、製造業や建設業の就業者割合が全国平均よりも高くなっており、本町においては、製造業や建設業が大きな雇用力を持っています。この他にも男性においては農業が、女性においては複合サービス業が全国平均よりも就業割合の高い産業となっています。

3. 行財政の状況

(1) 行政の状況

本町は昭和30年4月1日に西甲良村と東甲良村が合併して誕生し、以降「甲良町」として行政運営に取り組んできました。

また、広域行政として、1市4町（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）で彦根愛知犬上広域行政組合を組織し、火葬場及びごみ処理施設の設置や管理を共同で行っています。

(2) 財政の状況

本町における近年の財政状況の推移は、次の表のとおりです。

町税をはじめとした自主財源が少なく、経常的経費が財政を圧迫しているなど、非常に厳しい財政状況にあります。

今後も人口減少等により、財源確保が困難となっていくことが考えられるため、令和4年10月に策定した「甲良町第三次財政健全化計画」等に基づき、歳入歳出両面から改革を推進し、効率的な行財政運営を実現する必要があります。

●甲良町の財政状況

(千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入総額 A	4,995,652	4,239,079	4,184,772	4,124,047
一般財源	2,701,490	2,978,131	2,875,888	2,948,274
国庫支出金	1,259,678	504,351	554,306	407,617
都道府県支出金	250,422	231,895	255,555	250,980
地方債	254,044	101,853	122,157	118,244
その他	530,018	422,849	376,866	398,932
歳出総額 B	4,842,656	4,070,148	4,005,599	3,938,766
義務的経費	1,550,932	1,627,860	1,651,407	1,680,460
投資的経費	393,067	203,863	206,844	189,412
うち普通建設事業費	393,067	202,873	206,844	189,412
歳入歳出差引額 C (A-B)	152,996	168,931	179,173	185,281
翌年度へ繰越すべき財源 D	21,568	37,736	33,775	21,362
実質収支 C-D	131,428	131,195	145,398	163,919
財政力指数 (単年度)	0.39	0.35	0.36	0.36
財政力指数 (3か年平均)	0.39	0.38	0.37	0.36
公債費負担比率	10.3	9.4	9.5	8.7
実質公債費負担比率	10.8	10.4	10.3	9.2
起債制限比率	-	-	-	-
経常収支比率	97.3	88.4	87.9	87.2
将来負担比率	10.3	0.7	-	-
地方債現在高	2,217,221	2,020,837	1,847,311	1,683,528

資料：滋賀県財政状況資料集

●表1-1 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市 町 村 道 改 良 率 (%)	12.4	51.6	57.5	75.5	77.4	77.6
舗 装 率 (%)	36.1	80.4	84.4	95.8	97.2	97.2
農 道 延 長 (m)	4,172	1,969	1,802	32,180	32,180	32,180
耕地 1 ha 当たり農道 延長 (m)	5.08	2.52	2.55	-	-	-
林 道 延 長 (m)	-	1,477	1,477	1,477	1,327	1,327
林野 1 ha 当たり林道 延長 (m)	-	7.35	7.69	-	-	-
水 道 普 及 率 (%)	96.7	99.6	99.5	99.4	100	100
水 洗 化 率 (%)	-	-	33.4	81.9	81.6	84.8
人口千人当たり病 院、 診療所の病床数 (床)	-	-	-	-	-	-

資料：公共施設状況調査

4. 地域の持続的発展の基本方針

本計画では、町の最上位計画である「第4次甲良町総合計画」に掲げる「【住民主体】将来世代を育て、みんなの力で推進する」、「【人権尊重と郷土愛】人権を尊び、郷土愛を感じるまちづくりを進める」、「【進取の気性】新しいことに挑戦する気性を大切にする」を基本方針として、集落間や地域でコミュニケーションを図り、住民が主体となったまちづくりを推進します。

また、我が国が向き合う人口減少問題に先立って挑むとともに、AIやICT等の先進技術を積極的に導入・活用し、省力化を実践することにより、人口減少の中にあっても住民にとって安心して住みやすい地域社会を築きます。加えて、住民一人ひとりが主体的に活躍し、皆で協働することにより、住む人が愛着を感じられる持続発展的なまちづくりの実現をめざします。以上を踏まえ、以下に掲げる11の指針を柱として、まちづくりの根底をなす人材育成や人の流れの創出、集落運営等、ハード・ソフトの両側面から施策を進めていくものとし、その実現に向けて本計画の基本理念を「時代に^{さきが} 魁^{かな}け、皆で協えるまち甲良」と定めます。

(1) 内発的発展に向けた移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の推進

「せせらぎ遊園のまちづくり」において形づくられてきた施設や行事を継承するとともに、今後の本町のまちづくりに興味・関心を持って参画し、地域を盛り立てていける人材を育成します。

また、町外の人と住民との交流を図りながら町内の事業を発信するとともに、町外からの人の流れをつくり、町の活力を高めます。

(2) 地域活性化のための産業振興と雇用創出

本町の基幹産業である農業を通じた産業振興に向け、従事者の新規参入に向けた支援や農作物の販路拡大を進め、農業振興に取り組みます。魅力的な雇用の場の創出に向け、企業誘致を推進するとともに、農村振興はもとより、農業と商工業、農業と観光等の他分野との連携・共創に取り組みます。

(3) 住みよいまちづくりに向けた技術活用の推進

町外の人や町内の集落間や地域でのコミュニケーションを図り、住んでいる場所や年齢等の属性によって取り残される人のないよう情報通信基盤を整備します。また、行政サービスのデジタル化や農業やその他の産業分野におけるICT技術の導入を図り、持続力・回復力のある地域社会の形成や安心・快適に過ごせる環境の整備に取り組みます。

(4) 住民の日常生活を支える交通網の整備

住む人にとって住みやすく暮らしやすい町をめざし、買い物や近隣市町をはじめとする町外へ出かける際の移動手段を確保します。また、町内での移動や、近隣市町との交流をよりスムーズに行えるよう、道路や交通網の整備を行います。

(5) 定住を支える基盤の確保

住民が安心・安全に暮らすことのできる生活基盤を整備します。また、既存の公共施設の統廃合を行うなど、インフラが持続発展的に保たれるよう整備を行います。加えて、ごみや生活排水の処理において近隣市町と連携した持続可能な循環型社会の実現に努めます。

(6) 健康で幸せな生活を送るための環境整備

子どもや高齢者、障がいのある人等、誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて、福祉・子育て分野における各種サービスの充実を図ります。また、住民が互いに支え合い助け合う福祉のまちづくりを推進します。

(7) 誰一人取り残さないための医療体制の確保

町の活性化を図るためには、住民が健康でいきいきと生活している必要があります。子どもや若者、高齢者に至るまでの全ての世代において、健康づくりに向けた取り組みや支援を行うとともに健康的な暮らしを支える医療体制の確保に努め、地域づくりの基盤を整えます。

(8) 次世代育成に向けた教育の展開

町が今後も持続的に発展していくためには、次世代の育成が重要となります。特色ある教育を推進するとともに、より質の高い教育を全ての子どもに提供できるよう、学習環境の整備を行います。

(9) 持続発展的な集落運営組織の構築

集落の資源の維持に努めるとともに、今後の人口減少と担い手不足の状況を踏まえ、少人数でも活力があり持続可能な集落づくりに取り組みます。また、集落を基本の単位としつつも、集落同士が協働し、集落営農やまちづくりの担い手不足、各種補助事業を始めとする支援制度の利用格差といった問題の解決を図ります。加えて、町外の人も交えた集落同士の交流を行い、住民が一丸となって持続的に発展していくまちづくりを行います。

(10) 住民の誇りの醸成に向けた町財産の継承と活用

住民が自身の手で守り育ててきた美しい農村景観を次世代に引き継ぎます。また、甲良三大偉人や古来より深い関わりのある水をめぐる歴史を活かした社会教育を行い、住民の誇りの醸成を図ります。また、町内に数多くある文化財を観光資源として活用できるよう整備を行います。

(11) 豊かな地域づくりに向けた再生可能エネルギーの活用

人口減少が進むことにより、今後ますます人的資源が少なくなることが予測されます。再生可能エネルギーを活用することで、地域資源を活かした地産地消の仕組みを生み出し、雇用や経済の維持・活性化に取り組みます。また、地球温暖化の抑制へとつなげます。

さきが かな
時代に魁け、皆で協えるまち甲良

5. 地域の持続的発展の基本目標

基本目標は、「第4次甲良町総合計画」の人口ビジョン推計より、人口に関する目標として、令和13年4月1日人口5,800人を目標とします。そのほか、各分野の目標についても、「第4次甲良町総合計画」による達成目標とします。

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度実施される「甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に対する達成状況の評価検証において、本計画の達成状況の評価検証についても同様に実施することとし、加えて庁内組織での評価検証も実施します。

7. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の維持・管理については、甲良町公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、甲良町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら必要な事業を適正に実施します。

●甲良町公共施設等総合管理計画における「基本方針」

本町の公共施設等を取り巻く課題を乗り越え、安心安全な住民サービスを持続可能なものとして提供するために、公共施設等の管理に関して次の基本方針を定めます。

(1) 財政的負担の軽減

- 老朽化する公共施設等の長寿命化や維持管理の効率化と施設運営の見直しを図り、ハード、ソフト両面（施設管理者による日常点検の徹底、統廃合・複合化や管理運営方法の見直し、転用や空きスペースの活用、民間活力の導入等）から財政的負担を軽減する。

(2) 施設性能の維持・保全

- 日常点検、診断を実施するとともに、予防保全、施設の保全事業の実施を推進する。
- 施設ごとで個別に長寿命化計画等を策定し、公共施設等の長寿命化を図る。また、公共施設等の安全性を保つために耐震化を図る。

(3) 施設総量の適正化

- 人口減少に応じて発生する公共施設の余剰スペースや余剰施設の有効活用を図りつつ公共施設の再編（施設の統廃合や複合化、減築等）を推進し公共施設総量の最適化を図る。
- これまで提供してきた施設利用者へのサービス水準は可能な限り維持しつつ公共施設総量の縮減を図る。縮減目標として今後40年間で延床面積ベース20%縮減することを目標とする。
- なお、インフラ施設は住民生活の基盤となる施設であり、現状提供しているサービス水準を維持するため、個別に長寿命化計画等を策定し、現時点では削減目標は設定しないものの、今後の社会情勢を見据えながら必要に応じて施設規模の見直しを検討する。

1. 内発的发展に向けた移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の推進

(1) 現況と問題点

(ア) 移住・定住の促進

本町は若者世代の町内への移住・定住に向け、空き家バンク利用推進事業や空き家活用事業に取り組んでいます。

これまで実施していた甲良町空家住宅等除却支援補助事業においては、町内はもちろん、町外所有者に向けた補助制度の周知の強化を図っているところです。空き家バンク利用推進事業、空き家活用事業においては、空き家の登録や移住者の確保を進めており、今後も、これらの取り組みを継続するとともに、併せて町の魅力を掘り起こし、町内外へ発信していくことも必要です。また、本町では新築や増改築の町内・町外者のニーズに対応できる宅地が圧倒的に不足しており、農地を宅地に転用するには厳しい法規制がある中、町が主導的に宅地需要に応える施策が求められています。

(イ) 関係人口の創出

関係人口は、集落の担い手の確保につながるとともに、地域住民との交流による新たな価値や気付きの創出にもつながります。本町においても美しい農村景観や文化財等を維持していくためには、町外からまちづくりに関わる多様な主体の参入を促していくことが不可欠です。

本町における町外への情報発信の場である道の駅においては、観光案内所の設置や観光イベントの実施等を行っているものの、道の駅の利用者の多くは観光や買い物の中継地点として立ち寄ることが多く、移住・定住のアプローチは十分に行えていないため、今後の関係人口の創出に向けた改善が必要です。

(ウ) 人の流れの創出

転出超過となっている本町においては、過疎対策としての取り組みの一つとして、人口の流出を抑制するとともに、町外からの移住者等により人口増加を図っていく必要があります。

都市住民の中でも地方移住を望む人のニーズを把握し、移住・定住の支援や地域おこし協力隊制度の活用、地域内外の大学と地域との連携・交流等、新しい人の流れを創出するための取り組みを推進していくことが重要となります。

(エ) 人材育成

将来的にまちづくりの担い手となる人材を育成するために、住民が集落や世代の垣根を越えて、まちづくりについて話し合い、当事者意識を醸成する機会や、地域づくりについての専門的な知識や技術を習得する機会の提供が必要となります。加えて、住民が行政と協働し、住みよいまちづくりを行えるよう、行政職員の育成や住民協働に向けた意識づくりを行うことが求められます。

(2) その対策

(ア) 移住・定住の促進

- 近江鉄道尼子駅西側の農地を開発候補地とし、農地転用等に係る法規制の解除を図り、早期に分譲宅地の開発を目指します。
- 空き家改修による宿泊施設の設置に向け、町施設の活用や、災害用段ボールベッドを使用した体験（プライベート空間）宿泊に取り組みます。
- 集落営農法人の後継者育成に向け、道の駅や食の拠点3施設を核とした滞在型の農村体験事業を導入します。農村体験事業においては、農作業や伝統行事を体験事業として組み入れ、本町の農業生産物である甲良米や地元野菜等を提供します。
- 空き家の確保に向けて住民への空き家バンクの周知を行います。
- 移住者の増加を図るために、町の魅力や移住の際に活用できるサービスや情報を編集・掲載し、広報事業を強化します。
- 移住・定住に向けて用途廃止した公営住宅（改良住宅を含む）の跡地の活用を進めます。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
町外からの転入者数 （毎年1～12月）	158人	160人

(イ) 関係人口の創出

- 本町への来訪頻度を高めるために、道の駅において町内のイベント情報を発信します。
- 観光協会の人材資源を強化し、観光客として訪れた人に対する移住・定住についての働きかけを充実させます。この他、ふるさと納税者に向けて、本町についての情報を発信します。
- NPO法人や大学へ働きかけ、町内に若者を受け入れられる体制を整備します。
- 農業等を通じ、集落と外部の人材との交流の機会を創出します。
- ワーケーションを行う人に向け、企業のワークスペースの設置や観光体験による受け入れ等に取り組みます。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
ふるさと納税者件数 （個人/法人）	386件/2件	600件/6件

(ウ) 人の流れの創出

- 都市部に住む若者が地方への移住を考える「田園回帰」の潮流を把握し、移住・定住の支援や地域おこし協力隊制度、特定地域づくり事業協同組合制度の活用、地域内外の大学と地域との連携・交流等、新しい人の流れを創出するための取り組みを推進します。

- 町内のイベントや道の駅の総合相談窓口を通して、近隣市町の住民や立ち寄った人が本町に興味を持ち、町の関係人口や移住者の増加につながるよう取り組みます。
- 宿泊施設の整備に向け、空き家の改修を検討します。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
若年層（20～39歳）の人口 （毎年3月31日現在）	1,131人	1,020人

（エ）人材育成

- 行政職員を全国地域リーダー養成塾や地域農政未来塾へ派遣し、年々厳しさを増す農村や地域を取り巻く環境の課題を把握し、解決できる力を養います。
- 行政職員を県庁や各種団体等へ派遣し、広い視点から本町の問題を見つめる機会を設けます。
- 町民あいさつ運動を実施し、地域のコミュニケーションの活性化を図ります。
- 甲良三大偉人を取り上げた町の活動や英語教育等の特色ある教育を通じて、子どもたちのふるさと意識を醸成します。
- 東西集落支援センター（呉竹地域総合センター、長寺地域総合センター）への集落支援員の配置を行います。
- 集落における移住・定住相談員の育成を行います。
- 人材育成や住民協働の意識づくりや仕組みづくりを推進するため、生涯学習計画や住民協働推進計画等を策定し、推進します。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
まちづくり団体認定数	11件	15件

（3）計画

区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	（1）過疎地域持続的発展特別事業	空き家対策事業	甲良町	
		集落支援員配置事業	甲良町	

2. 地域活性化のための産業振興と雇用創出

(1) 現況と問題点

(ア) 農業

本町は、総面積の多くを田畑が占めており、13の集落のうち、11の集落において集落営農法人による集落を基本単位とした農業が行われています。犬上川の左岸の平地に位置し、農業に適していることから、古来より稲作が盛んであり、現在においても基幹作物の「水稻」を中心に、小麦や大豆、特産品のゆず等の生産が行われています。ゆずについては、加工品が県内の道の駅や6次産業化拠点「ゆずのだいどこ」で販売されており、販売経路が確保できています。

また、食の拠点「野幸」においては、地元の野菜を使った料理を提供する農家レストランの運営と弁当や加工品の販売が行われています。「野幸」は農事組合法人「ファームかなや」を母体としており、安定した運営が行われています。

加えて、戦国大名ふるさと館「和の家」は、「一般社団法人 藤堂高虎公顕彰会」により運営されており、田舎や戦国時代の生活を体験できる戦国・田舎体験プログラムや地酒づくりや物品の販売等が行われています。

この他、道の駅「せせらぎの里 こうら」においても、地元の農産品や加工品の販売を行う直売所が運営されています。

人口減少や後継者不足により、農業従事者の負担が大きくなっていることが課題として挙げられており、今後は農地の再編や次世代の人材の確保や育成を図っていく必要があります。特に世代交代が行えるよう次世代の人材の確保を行うことが最重要課題となっており、その上で経営の継続が行えるよう安定的な農業収入を目的とした付加価値の高い農作物の開発や特産品を開発を行い、販路の拡大へとつなげていくことが求められます。

(イ) その他の産業の振興

本町における卸売業と小売業を合わせた事業所数、従業者数、年間商品販売額は、いずれも減少しています。買い物の行き先として、町内よりも彦根市を挙げる人が多くなっており、地元の消費者需要に対応できる商業拠点の充実を図る必要があります。

また、15歳以上の就業者の6割以上が他市町で従業しており、中でも近隣の彦根市で従業する人が多くなっています。若者世代の地元での就業需要を満たすために、新たな産業誘致や「Society5.0」を見据えた地域産業振興を図るための情報サービスの育成、企業移転やサテライトオフィス設置に向けた用地や施設の確保が求められます。この他にも、本町で働きたいと考える人に対する就労支援や働きやすい環境の整備を行っていくことが重要です。

●卸売業・小売業の動向

調査年	事業所数			従業者数（人）			年間商品販売額（百万円）		
	合計	卸売業	小売業	合計	卸売業	小売業	合計	卸売業	小売業
平成 28 年	55	10	45	264	50	214	3,942	1,594	2,348
令和 3 年	45	12	33	198	72	126	10,671	9,691	980

資料：経済センサス活動調査

●買い物の行き先（n=501）

(%)

買い物種別	甲良町内	彦根市	東近江市	豊郷町	多賀町	愛荘町	その他
買い物 (最寄り品)	18.4	41.5	0.8	9.0	0.0	9.8	0.8
買い物(買回品)	1.6	65.1	1.0	1.8	0.0	0.2	4.0

資料：甲良町都市計画マスタープラン・国土利用計画策定のためのアンケート調査（H29.12）

●常住地における 15 歳以上の就業者数（令和 2 年）

常住地による従業市町村	15 歳以上就業者数（人）	構成比（%）
甲良町に常住する就業者	3,090	100.0
甲良町で従業	1,004	32.5
他市町村で従業	1,920	62.2
市外の従業地：上位 5 市町		
1 彦根市	685	22.2
2 東近江市	273	8.8
3 愛荘町	220	7.1
4 多賀町	188	6.1
5 豊郷町	121	3.9

※総数には就業地不詳人口を含むため合計が合わない場合があります。

資料：国勢調査

(ウ) 観光

本町には多くの文化財があり、近隣市町と比較して観光資源が豊富にある一方で、町外への P R が不足していることが課題として挙げられます。道の駅に観光協会がありますが、事務局の体制が十分でないこともあり、対外的な観光誘致が行えていないことが課題となっています。今後も観光に向けた体制整備を推進するとともに、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を通じた情報発信等を行っていく必要があります。また、町内の観光資源の整備や新たな観光資源の掘り起こしや広域での観光に向けた取り組みに加え、道の駅と連携した誘客事業を進めます。

(2) その対策

(ア) 農業

- 集落営農法人については、現在の基幹作物（稲・麦・大豆）の経営形態から施設園芸等の高収益作物を導入する多角経営に取り組むことで経営改善を図ります。
- 有機肥料栽培や減農薬栽培を奨励することで、甲良産の農作物のブランド力の向上に取り組めます。

- 道の駅指定管理者や生産者組合、JA東びわこと連携し、新たな販路開拓を行います。
- ふるさと納税返礼品開発等を通じ、農作物の全国展開を進めます。
- 本町は商工業者のうち建設事業者の占める割合が高いため、営農事業者と建設事業者が人材融通や連携を深め、「特定地域づくり事業協同組合制度」の活用を働きかけることにより全町的な産業振興に取り組みます。
- 農業分野と福祉分野が協働し、障がいのある人が農業分野で活躍することを通じて、障がいのある人の社会参画や新たな働き手の確保へとつなげる農・福連携事業を推進します。
- 次世代の農業従業者の確保をめざし、現在農業を行っている人に対する各種支援を行うとともに、明日を担う子どもたちに農業を伝承するため、田植えや稲刈り体験を実施します。
- 認定こども園や小学校等の町内施設の給食に地元野菜を活用し、地産地消を進めます。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
新規農業者数	2人	4人

（イ）その他の産業の振興

- 商工会への加入を促進し、商工会を通じたパソコン研修や各種資格取得研修の実施及び経営相談、経営指導を行い、中小企業や事業者の経営の近代化、経営能力向上を促します。
- 地元の消費者需要に対応できるよう、商業拠点の充実を図ります。
- 国や県による助成制度の普及に努め、設備投資や運転資金の融資を支援します。
- 新たな産業誘致に向けて、事業用地の活用に係る公募を進めるとともに、本町への進出企業に対して既存の工場設置奨励金制度拡充と固定資産税に関わる制度検討を進めます。
- 近年の働き方改革の動向を踏まえ、町内の事業者に対して、労働条件や労働環境の適正化を促します。
- 昨今の情報サービス業等におけるリモートワークの推進による地方移住の動向に鑑み、地方にいなながらも今まで通り働き続けられるサテライトオフィスの設置等について検討します。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
新規就職者数	8人	20人
町内事業所の従業者数 （全産業・事業所単位）	2,383人	2,500人

（ウ）観光

- 湖東三山や国宝を有する西明寺、甲良三大偉人といった歴史・文化資源の掘り起こしを行い、町の魅力の発見や町のファンを確保します。
- 町内資源を活かしたせせらぎ（水路・親水公園）と美しい農村空間の散策や農村体験を実施します。
- 町内の歴史文化を探訪するイベントを実施します。

- 町内の観光資源を結ぶ観光ルートを決め、周辺自治体や民間業者「びわこビジターズビューロー」と連携し、「ビワイチ・プラス」等の広域観光に取り組みます。
- 町内サイクリングを促進するため、レンタサイクルの活用を促進します。
- 各種取り組みのPRを効果的に実施するために、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を用いた企画や宣伝を行います。
- 観光協会の組織強化を行い、イベントの開催や地場産品の流通等を促進し、観光客の誘致を図ります。
- 健康や農業等、他分野と観光を連携させ、新たな観光コンテンツを開発します。
- 町の魅力を掘りおこし、観光資源として活用できるよう整備を行います。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
観光入込客数	488,489人	600,000人
観光ルート設定数	6ルート	8ルート
甲良町観光協会事務局の独立化	非独立	独立化

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	農業用ため池整備事業	甲良町	
		土地改良事業	滋賀県 甲良町	
		地域用水機能増進事業	甲良町	
		犬上ダム改良事業	甲良町	
		県営かんがい排水事業	甲良町	
	林業	公有林整備事業	甲良町	
	(2) 経営近代化施設			
	農業	スマート農業実践事業	甲良町	
	(3) 地場産業の振興			
	流通販売施設	道の駅せせらぎの里こうら施設整備事業	委託	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域振興大学連携事業	甲良町	
		特産品開発事業	甲良町	
		鳥獣害対策事業	甲良町	
観光協会支援事業		観光協会		

(4) 産業振興促進事項

(ア) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
甲良町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年度～ 令和12年度	

(イ) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、対策及び事業計画のとおりです。また、産業振興については、滋賀県及び周辺市町村、各種活動団体との連携に努め、施策を振興します。

3. 住みよいまちづくりに向けた技術活用の推進

(1) 現況と問題点

(ア) 情報通信基盤の整備

防災行政無線については、デジタル防災同報通信システムが整備されており、平常時の行政放送や災害時の緊急情報を屋外拡声子局や戸別受信機に発信することが可能となっています。

今後の観光業の振興や新しい生活様式に即した形での行政サービスの提供を進めていくためにも、5G導入に伴う光ファイバー網の整備や基地局設置に加え、公衆無線LANの設置、行政運営における積極的なICTの活用について検討を進めることが求められます。

(イ) 持続可能な地域づくりの実現

人口減少と少子高齢化が進む中で、産業やまちづくりの振興に加え、住民連携、官民連携を推し進める上で、人工知能(AI)やビッグデータの活用は必要不可欠な要素となります。

本町も集落営農やまちづくりの担い手不足、災害時の避難体制構築に関わる人材の不足、住民サービスの効率化等の多くの課題を抱えています。これらの課題の解決に向けてICT等の新技術を導入し、健康・福祉、教育、防災、エネルギー、交通、農業等の各分野をつなぐ持続可能な地域づくりを実現することにより、住みよいまちづくりを行っていく必要があります。

本町においては児童福祉分野で、アプリを活用した対象者への情報の発信等が行われていますが、今後はその他の分野においても順次AIやICTの導入を行うことが求められます。ICTの中でも特に5Gをインフラとして活用し、ビッグデータやIoTを推進することが、人口減少社会への対応として重要となります。

(2) その対策

(ア) 情報通信基盤の整備

○町内のインターネット環境を改善するとともに、庁内で最先端の技術が活用できるよう情報通信利用環境の整備を推進します。

○滋賀県6町行政情報システム共同利用事業推進協議会を設置し、自治体クラウドによる行政情報システムの共同化を推進し、行政サービスの向上と効率的な行財政運営に努めます。

(イ) 持続可能な地域づくりの実現

○株式会社滋賀銀行の「サステナブル戦略室」と「デジタル推進室」のデジタルサポートを受け、庁舎全体のデジタル化を図ります。

○マイナンバーカードの普及を進め、オンラインでの行政手続きや行政サービスの電子化を進めます。

○地域情報アドバイザー等のICT人材の派遣を国や県に要請し、役場内の文書管理の負担軽減やデジタル化を推進します。

○住民のデジタル化に向けた意識の醸成を図り、AIやICTをまちづくりに積極的に活用します。

○自治体が民間企業と協力して地域資源を活用し、電力の小売りを行う自治体PPS(自治体新電力)を導入し、低炭素社会や地域活性化をめざします。

- 児童福祉分野だけでなく、教育や災害・防災等の分野におけるアプリ開発に取り組みます。
- 新しい生活様式に即した形での行政サービスの提供や持続可能な地域づくりの実現をめざすにあたって、文書削減やデジタル化に取り組みます。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
マイナンバーカード普及率	74.8%	100%
各種証明書の非対面交付件数 （オンライン含む）	824件	900件

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業	自治体DX促進事業	甲良町	
		行政情報システムクラウド利用 事業	甲良町 町村会	

4. 住民の日常生活を支える交通網の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 道路

本町の道路網は、国道 307 号、主要地方道（県道）1 路線、一般県道 5 路線が町内を縦横断しています。

国道は、307 号が彦根市を起点として、町内を北から東に横断しており、本町と他市町を結ぶ重要なアクセス道路となっています。また、国道 8 号が近くにあり、広域幹線を利用しやすい環境にある一方で、国道 8 号へと接続する道路は十分に確保されていない状況にあり、国道 8 号及び新たに建設が予定されている国道 8 号バイパスルートへのアクセス道路や周辺整備が課題となっています。

また、幹線道路と集落内の生活道路において狭あい道路が多く、幅員の拡張が必要となっています。この他、防犯対策として通学路を中心に街灯の整備を進めていますが、防犯灯の少ない箇所や町内の街灯の設置箇所について把握が十分でない点が課題となっています。

(イ) 交通

本町で利用されている公共交通機関としては、近江鉄道、J R 琵琶湖線、湖国バス甲良線となっています。

近江鉄道については町北西部に尼子駅があり、上り米原方面と下り八日市方面を結んでいます。また、J R 琵琶湖線については河瀬駅が最寄り駅となっています。湖国バス甲良線については、町のほぼ中央を東西に横断しており、13 の集落のうち 6 集落が甲良線に接しています。

この他、予約型乗合タクシー（愛のりタクシー）が湖東定住自立圏の 1 市 4 町（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）において運行しています。

課題としては、河瀬駅までのアクセス交通が十分でないことや、町内循環バスや乗合タクシーでは対応できない人への対応等が挙げられます。

(2) その対策

(ア) 道路

○国道 8 号までの接続道路の整備を進めるとともに、防犯灯や街灯の L E D 化を推進し、通学路を中心に、未設置区域への設置や L E D 化への更新を行います。

○アドプト制度を活用し、道路の緑化に努めます。

○集落間をつなぐ集落間道路・集落内道路において、歩行者や自転車による地域交通を優先した改良整備を進めるとともに、幅員を確保します。

○道路網の効果的な整備・充実を進め、町内外との連携の向上を図ります。

○国道 8 号バイパス整備に伴い、新たな道路網の整備・充実を進め、町内外へのアクセス向上を図ります。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和 6 年度）	目標値（令和 1 2 年度）
防犯灯の新規設置件数	10 件	10 件

(イ) 交通

- 予約型乗合タクシー等の運用や、近江鉄道の駅を中心とした交通網の形成を進めることで、公共交通の利便性の向上を図ります。
- 公共交通網の維持に向けて、先進事例の調査研究を進めます。
- ICTを活用し公共交通機関を切れ目なくつなげるMa a Sの導入に努めます。
- 小さな拠点をデマンドバスの停留所に設定し、小さな拠点で利用者からの予約の受け付けやバス会社への運行の要請等の機能を担うことにより、オンラインで予約を行うことのできる移動手段を検討します。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
近江鉄道「尼子駅」の年間乗降客数	191,918人	193,418人

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	町道維持管理事業	甲良町	
		池寺下之郷線改良事業	甲良町	
		金屋池寺長寺改良事業	甲良町	
		北落呉竹線改良事業	甲良町	
		道路新設改良事業	甲良町	
		狭あい道路整備事業	甲良町	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業	甲良町	
	その他	交通安全対策事業	甲良町	
	(2) 農道	農道整備事業	甲良町	
	(3) 鉄道施設等	尼子駅維持管理事業	甲良町	
		近江鉄道沿線地域公共交通再生事業	甲良町協議会	
	(4) 自動車等	除雪機械整備事業	甲良町	
	(5) 過疎地域持続的発展特別事業	地方バス路線維持費補助金事業	甲良町	
		バス路線確保対策事業	甲良町	
		湖東圏域公共交通活性化協議会事業負担金事業	甲良町協議会	
		近江鉄道沿線地域公共交通再生事業	甲良町	
		除雪対策助成事業	甲良町自治会	

5. 定住を支える基盤の確保

(1) 現況と問題点

(ア) 水道

町内には、甲良町水道事務所を設置しており、上水道の普及率は平成 29 年度時点で 100.0% となっています。施設は甲良町水道事務所と正楽寺山配水池の 2 か所であり、地下水を水源として、塩素消毒をする浄水方法で町内に配水しています。

今後は、災害時に強いまちづくりを進めていくために、上水道施設（配水池・浄水場）や送・配水管路等の耐震化を行う必要があります。

また、将来的な水道需要・事業の継続を踏まえ、水道事業の広域化・共同化に向けた取り組み必要があります。

(イ) 下水処理

生活排水やし尿、廃棄物等の処理については、平成 22 年に湖東圏域の 1 市 4 町（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）が共同で、「彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町地域循環型社会形成推進地域計画」を策定しており、平成 26 年度、平成 28 年度、令和 6 年度に改訂が行われ今に至ります。

本町における公共下水道普及率は 99.9% となっており、滋賀県全体や同じ処理区内の市町と比較して高くなっています。一方で、水洗化率は、滋賀県全体より低くなっています。

本町においては、町内全域に公共下水道が普及していることから、今後は環境の保全に向けて、水洗化を推進していくことが求められます。また、下水道施設（管渠）の耐震化についても、今後は改築、更新に併せて効率的に実施する必要があります。

● 公共下水道普及状況(令和 6 年 3 月 31 日時点) (%)

	公共下水道普及率	水洗化率
甲良町	99.9	84.1
東北部処理区	88.4	93.3
滋賀県	93.0	95.2

資料：令和 6 年度 滋賀県の下水道事業

(ウ) 廃棄物等処理

彦根愛知犬上広域行政組合を構成する彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町及び多賀町の圏域内における可燃ごみ処理施設は、彦根市清掃センター（昭和 52 年稼働）と、彦根市以外の 4 町が利用するリバースセンター（平成 9 年稼働）の 2 施設がありますが、いずれも長年の使用による施設の老朽化が進んでいることから、新しいごみ処理施設の建設が喫緊の課題となっています。

近年、ごみ処理行政においては、経済面、効率化面での最適化を実現する方策として、広域のごみ処理体制の構築が重要とされていることから、広域でのごみ処理を目標に検討を行っています。

本町のごみの排出量を滋賀県や圏域内の市町と比較すると、総排出量は最も少なく、生活系ごみの一人 1 日当たりの排出量は 1 市 4 町の中で 4 番目となっています。また、本町におけるごみの排出量は、平成 29 年度から減少傾向にあり、5 年間で 147 t 減少しました。今後も圏域の市町と連携し、生活環境の保全と自然環境への負荷削減のため、廃棄物の発生抑制や資源化及び不法投棄の防止対策を推進します。

●ごみ排出量（令和 4 年度）

市町村別	ごみ総排出量（t）	一人 1 日当たりの排出量（g/人日）		
		合計	生活系ごみ	事業系ごみ
甲良町	1,710	710	622	88
愛荘町	4,998	642	546	96
豊郷町	1,967	747	594	153
多賀町	2,062	755	623	133
彦根市	33,670	825	643	181
滋賀県	407,605	789	586	203

資料：一般廃棄物処理実態調査

※端数処理の都合で合計が合わない場合があります。

●ごみ排出量の推移（甲良町）

年度	ごみ総排出量（t）	一人 1 日当たりの排出量（g/人日）		
		合計	生活系ごみ	事業系ごみ
平成 30 年度	1,857	725	649	76
令和元年度	1,843	726	654	71
令和 2 年度	1,773	712	650	63
令和 3 年度	1,656	676	612	64
令和 4 年度	1,710	710	622	88

資料：一般廃棄物処理実態調査

※端数処理の都合で合計が合わない場合があります。

(エ) 消防・防災

本町では、犬上川の左岸(2,300m)が、特に重要な水防区域に位置づけられています。また、町南東部の山間部は、急傾斜地の崩壊や土石流等の土砂災害警戒区域等に指定されています。さらに、滋賀県を含む近畿・中部地方は、我が国でも活断層分布密度の最も高い地帯となっており、滋賀県内や本町の近辺でもすでにいくつかの活断層が認定されています。

本町で考えられる災害としては大雨による犬上川の決壊や外水、内水氾濫や土砂災害、地震等が挙げられます。今後ますます高齢化が進行していく中で、自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人の増加が予測されるため、災害が予想される場合の早期避難や安全確保が求められます。また、災害発生時における被害を最小限に抑えるためには、発災後早期の救助活動が不可欠です。行政サービスよりも早く現場で対応が可能な身近な人同士、あるいは地域住民同士による相互の助け合いが可能な体制を築いていくことが必要となります。住民同士での共助と行政における公助がそれぞれの役割を全うし、被害を最小限に抑えることが重要です。

防災拠点となる本庁舎は、老朽化が進んでいるため、防災拠点としての機能低下が懸念されており、防災拠点の新設や既存施設の改修等の対応を検討していく必要があります。また、本町の道の駅「せせらぎの里こうら」は「防災道の駅」の選定を受けており、滋賀県と連携し防災機能強化に向けて検討を進めます。

(オ) 住宅

本町は持ち家率が高く、賃貸物件が少ないことが特徴であり、核家族化等に伴う住宅ニーズへの対応が課題となっています。集落には空き家が増えていることから、これらを地域資源として活用しながら住宅や尼子駅前を中心とした住宅用地を確保し、転出抑制及び転入促進につなげていくことが求められています。また、公営住宅についても、現状老朽化が進んでいるため、修繕、改修や除却を行っていく必要があります。

(2) その対策

(ア) 水道

- 貴重な水資源を最大限に活用できるよう、漏水調査の実施や老朽化した配水管の更新をはじめとした漏水対策を実施します。
- 水道施設における設備投資の適正化、運転管理の効率化を実施します。
- 浄水池や配水池の更新の際は省エネルギー型のポンプ設備にするなど、省エネルギー・高効率設備を導入します。
- 水資源の有効利用のため、町ホームページや広報等を通じて住民の適切な水利用を促進します。

(イ) 下水処理

- ストックマネジメント事業(定期点検含む)による下水道施設(管渠)異常個所の早期発見、不明水(侵入水)対策等、適切な維持管理を行います。
- 総合地震対策計画の策定をするとともに下水道施設(管渠)の改築、更新に併せて整備を進めます。
- 水洗化の普及促進を図ります。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
上水道施設の利用率	36.7%	40.0%

（ウ）廃棄物等処理

【ごみ減量対策の推進】

- ゴミ減量化に向けて、家庭及び事業者が取り組める工夫やアイデアを、ポスターや広報により普及啓発するとともに、国・県と連携して分別やリサイクルの促進施策を進めます。
- 生活環境の保全と自然環境への負荷削減のため、広域ごみ処理施設の更新を検討するとともに、廃棄物の発生抑制や資源化及び不法投棄の防止対策を推進します。

【ごみ処理体制・し尿処理体制の充実】

- 湖東広域衛生管理組合と連携して、ごみ処理施設の適正な維持管理に努めます。
- 新ごみ処理施設建設に関して、関係市町と連携を図りながら、一部事務組合と協力し事業の実施に努めます。
- 固形燃料活用方法の調査・研究に関して、湖東広域衛生管理組合と連携し、適切な利用を行います。

【環境美化対策・公害対策の推進】

- 不法投棄や野焼き禁止の啓発強化と未然防止のため広報等による啓発活動を行います。また、財政状況と効果を検証のうえ、看板や監視カメラ等の増設を検討します。
- 不法投棄監視の組織充実を委託等の活用により有効な監視体制を構築します。
- 町内業者と協定締結や事業所者の理解を深めるための施策を通じて、環境保全、公害対策の推進に取り組みます。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和5年度）	目標値（令和12年度）
一人当たり燃えるごみの排出量	423.6g／日	423.3g／日

（エ）消防・防災

- 甲良町地域防災計画と連動し、集落における地区防災計画の策定を支援します。策定にあたっては集落支援員が支援を行います。
- 集落支援員と協働し、自主防災組織の育成を行います。
- 地域防災力の強化に向けて、防災拠点となる本庁舎の整備・機能強化及び防災備蓄資器材の計画的な更新に努めるとともに、「防災道の駅」に選定されている本町道の駅「せせらぎの里こうら」の防災機能強化に努めます。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
消防団員の定員充足率	90%	90%

（オ）住宅

○尼子駅や既存集落の周辺地を中心に新たな宅地開発を促進します。

○周辺環境に悪影響を及ぼす空き家について、除却など所有者支援を行います。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
地籍調査の進捗状況（率）	35.8%	42.0%

（3）計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	（1）下水処理施設			
	公共下水道	流域下水道関連特定環境保全公共下水道ストックマネジメント事業	甲良町	
	（2）廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	可燃ごみ処理場施設整備事業 （施設名：リバースセンター）	管理組合	
		不燃ごみ処理施設整備事業 （施設名：小八木中継基地）	行政組合	
		広域ごみ処理施設建設推進事業	行政組合	
	し尿処理施設	し尿処理施設整備事業 （施設名：豊楠苑）	管理組合	
	（3）火葬場	火葬場施設整備事業 （施設名：紫雲苑）	行政組合	
	（4）消防施設	消防施設整備事業	甲良町 湖東定住 自立圏	
		消防水利確保事業	甲良町	
	（5）住宅	住宅用地確保事業	甲良町	
		公営住宅等長寿命化事業		
	（6）防災・防犯	庁舎整備事業	甲良町	
		防災備蓄資機材購入事業	甲良町	
	（7）過疎地域持続的 発展特別事業	消防団活動運営事業	甲良町	
自主防災活動推進事業		甲良町		

6. 健康で幸せな生活を送るための環境整備

(1) 現況と問題点

高齢福祉分野においては、全国的にも少子高齢化が進行する中、本町においても75歳以上の高齢者の比率が増加傾向にあり、支援が必要な高齢者の増加や医療・介護ニーズの増大が予測されており、住み慣れた地域で暮らし続けるための体制の整備が必要となります。

子育て分野においては、少子化の継続により、子どもを産み育てたい若い世代の人口減少が進んでおり、長期的な視点からの子育て・教育サービスの充実が求められます。

誰もが安心していきいきと暮らすために子どもから高齢者に至るまでの全ての住民が健康であることが求められます。本町では、乳幼児期から高校生世代までの期間の医療費を実質的に無料とする福祉医療費助成事業や、若年健診やがん検診等を無料化する町民長生き促進事業に取り組んでいます。

課題としては、若年健診の受診率が低いことが挙げられます。健康づくりにおいては若いうちからの規則正しい食生活を習慣づけることが重要であるため、町全体での意識づくりが必要です。加えて、個々の子どもで異なる家庭環境の格差の是正に向けて、個々の子どもの家庭環境を把握し、状況に合わせた支援を行う必要があります。

(2) その対策

- 町内の子育てに関する様々な最新情報を発信する子育て支援アプリである「キラキラこうら」による情報発信を継続するとともに、パンフレットを配布し、子育て支援情報とアプリの周知を図ります。
- 専門職員を配置し、継続した切れ目のない家庭養育支援を行うことで、子育て力の向上、子どもの学力向上、自立力の向上を図ります。
- 子育てや家庭に関する悩みを気軽に相談できるよう、身近な情報端末において、子育て支援アプリである「キラキラこうら」等のメールシステムを活用しながら、相談対応できる体制の強化を図ります。
- 甲良町地域福祉計画、甲良町地域福祉活動計画（甲良町社会福祉協議会）に基づき、ごみ捨てや買い物、通院等において支援が必要な人を支え助け合う福祉のまちづくりを推進します。
- 一時預かり無料クーポンの配布や医療費の無料化、出産祝い金と子育て応援金の支給や、乳児おむつ等の支給を通じて、切れ目のない子育て支援を行います。
- 湖東定住自立圏で連携し、各サービスで補完し合うことにより、持続可能なまちづくりを展開します。
- 認知症等による行方不明者を早期に発見するため、町内の介護サービス事業所の協力により、甲良で安心見守りネット事業を展開し、身元確認や保護に素早く対応します。
- デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない高齢者に対して、オンラインでの行政手続きやサービスの利用方法に関する助言や相談等の対応支援を行う講習会を開催し、デジタル活用に係る機会や必要な能力における格差を是正します。
- 世代間の情報格差を埋めるために、オンラインでの行政手続きや各種行政サービスの利用方法を町ホームページや広報紙等に掲載します。

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	保育所施設整備事業	甲良町	
		送迎バス整備事業	甲良町	
	(2) 認定こども園	認定こども園施設整備事業	甲良町	
	(3) 高齢者福祉施設	デイサービスセンター施設整備事業	甲良町	
		グループホーム施設整備事業	甲良町	
		グループハウス施設整備事業	甲良町	
	(4) その他	ライフサポートセンター施設整備事業	甲良町	
		保健福祉センター施設整備事業	甲良町	
		放課後児童クラブ施設整備事業	甲良町	
	(5) 過疎地域持続的発展特別事業	地域包括支援センター運営事業	甲良町	
		放課後児童クラブ運営事業	委託	
		グループハウス運営事業	甲良町	
		健康増進事業	甲良町	
		老人福祉推進事業	甲良町	
		子育て家庭支援事業	甲良町	
福祉医療費助成事業		甲良町		

7. 誰一人取り残さないための医療体制の確保

(1) 現況と問題点

医療分野においては、町内の3つの医療機関で、小児科、内科、胃腸内科、外科、歯科が運営されており、医師の数は3人、病床数は0床となっています。また、通院においては近隣市町に通う人も多く、十分な医療サービスの提供体制を確保するために、湖東保健医療圏（1市4町）での彦根市立病院や保健・医療複合施設（くすのきセンター）等との連携を図ることが求められます。

●病院・医院の行き先(n=501) (%)

甲良町内	彦根市	東近江市	豊郷町	多賀町	愛荘町	その他
20.0	34.7	3.4	21.4	0.0	0.8	4.6

資料：甲良町都市計画マスタープラン

(2) その対策

○湖東定住自立圏や近隣市町と連携し、全ての人に医療が行き渡る体制を整備します。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和5年度）	目標値（令和12年度）
特定健診実施率	41.9%	60.0%
各種がん検診の受診率	胃がん：12.9% 肺がん：21.9% 大腸がん：22.0% 乳がん：30.3% 子宮頸がん：29.6%	胃がん：16.0% 肺がん：23.0% 大腸がん：23.5% 乳がん：35.0% 子宮頸がん：35.0%

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業	在宅歯科・小児救急・二次救急負 担金事業	甲良町	
		小児科医師確保対策事業	甲良町	

8. 次世代育成に向けた教育の展開

(1) 現況と問題点

本町には小学校が2校、中学校が1校あり、児童生徒数は増減を繰り返しながら推移していません。

学校施設については、甲良東小学校が平成5年度、甲良西小学校は平成元年度に建設されています。中学校についても、本校舎が昭和55年度に建設された後、平成15年度の大規模改修の際に耐震化を実施しており、小学校校舎・中学校校舎ともに耐震性は確保されています。しかしながら、中学校においては建物の老朽化が進んでいるため、利用状況や今後の利用方針も踏まえ、老朽化や耐震化対策を行う必要があります。また、甲良東小学校と甲良西小学校にはそれぞれプールがあるものの、小中学校の水泳の授業は保健福祉センター内の温水プールにて行われており、近年は使用されていないため、今後の活用方法を検討する必要があります。

学校教育においては、特色ある教育をめざして、将来的に必要な英語力の向上に加えて教師の指導力や児童生徒の学力向上に向けた取り組みが行われています。英語教育については、小学校における英語教室の開催等が行われています。また、教師の指導力向上に向けた取り組みとしては、大学と連携してアドバイザーを学校現場に派遣しています。

●児童生徒数の推移

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	344	330	317	294	280
中学校	157	164	157	158	147

資料：学校基本調査

(2) その対策

- こども園に家庭支援加配保育士、加配教員を配置するとともに、図書を整備を行い、読書活動を推進します。
- 学校にICT支援員を配置し、GIGAスクール構想に伴う先生や児童生徒の教育支援に加え、情報管理、LAN環境の運用管理等を行います。
- 学校に町独自の「特別教育支援員」と呼ばれる支援員を配置し、児童生徒の学力向上及び生活指導対策を図ります。
- 英語教育や学力向上アドバイザー等の特色ある教育を推進します。
- 町施設の温水プールの活用促進を進めます。
- 中長期的な視点で、施設の修繕や大規模改修を進め、財政支出の平準化を図ります。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
英検・漢字検定（各級）の合格率	英語検定 39.3% 漢字検定 18.3%	英語検定 50.0% 漢字検定 30.0%
1か月の読書平均冊数 （小学生/中学生）	4.8冊/2.2冊*	6.5冊/4.2冊
おはなし会参加人数	69人	70人

*平成29年度の実績値

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	義務教育施設改修事業	甲良町	
	屋内運動場	義務教育施設改修事業	甲良町	
	屋外運動場	義務教育施設改修事業	甲良町	
	水泳プール	義務教育施設改修事業	甲良町	
	給食センター	広域給食センター施設整備事業	甲良町 湖東定住 自立圏	
	(2) 集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館施設整備事業	甲良町	
	集会施設	せせらぎ夢空館施設整備事業	甲良町	
		地域総合センター施設整備事業	甲良町	
	図書館	図書館施設整備事業	甲良町	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	教育施設ICT化事業	甲良町	
		特別教育支援員配置事業	甲良町	
		ALT派遣事業	甲良町	
		学力向上支援事業	甲良町	

9. 持続発展的な集落運営組織の構築

(1) 現況と問題点

(ア) 集落運営

本町には、13の集落があり、「せせらぎ遊園のまちづくり」により集落ごとに独自のまちづくりを行い、集落役員を中心として行事や施設の維持管理に努めてきました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少により、集落運営の負担感や集落役員の担い手不足に加え、世代間の意識格差も顕在化しています。一方で、構成員の少ない集落組織であればこそ、災害等の緊急時の対応においては、平時からのコミュニケーションが不可欠となってくるため、集落内の行事を通じた住民同士のつながりを築いていく必要があります。また、災害対応と同様に防犯対策も必要であるものの少子高齢化、人口減少によりその負担は年々増大となっています。そのため、現在行われているまちづくり活動において、集落の維持において必要なものを見極め、人口減少や世代間の意識格差に対応しつつ、持続発展的な集落の運営の在り方を模索することが求められます。

行政規模が小さく職員数が限られる本町においては、都道府県における地方財政措置を活用した技術職員の確保等を行うことで、集落や町を維持し、発展させるための取り組みを進める必要があります。

(イ) 集落間交流

人口減少やそれに伴う担い手不足が加速する中で、既存の形態では集落営農やまちづくりを維持することが難しくなっており、各集落内でのまちづくり事業の見直しや省力化に加えて、集落間で協働してまちづくりを行うことが求められています。

本町では、集落間の交流が少なく、集落同士の横のつながりが生まれにくくなっているといった構造的な課題があります。今後は、集落間交流の在り方を見直し、集落同士が互いに補い合い、支え合えるまちづくりを行っていく必要があります。

集落間の交流を築くためには、地域おこし協力隊や集落支援員等の町外のサポート人材を活用しつつ、日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を集約・確保し、周辺集落を交通ネットワークで結ぶ「集落ネットワーク圏(小さな拠点)」の取り組みを進めていくことが重要となります。

(2) その対策

(ア) 集落運営

- 地域運営組織を構築し、住民が自ら参加・協議を行い、地域課題の解決に取り組む持続発展的な地域づくりの基盤を整備します。
- 集落ネットワーク圏(小さな拠点)づくりを行い、生活に必要不可欠な機能を集約することで、将来にわたって住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えるとともに、住民同士の交流を促進します。
- 甲良東学区・甲良西学区の各学区に集落支援員を配置し、集落支援センターの機能の拡充を図ります。
- 防犯カメラの設置を始めとする地域安全対策により安全安心な地域づくりを推進し、防犯対策への負担の軽減を図ります。
- 国立大学法人東京農工大学による集落調査をコミュニティの活性化へとつなげます。

○集落支援員と協働し、甲良町まちづくり条例第 25 条に基づく「集落計画書」の策定支援を行います。

(イ) 集落間交流

○集落ごとに憩いの場となるカフェ（小さな拠点）を設置します。

○集落支援員と協働し、集落ごとのカフェ（小さな拠点）をネックレス状に結び、集落間の交流拡大を図ります。

○町外から地域サポート人材を導入することにより、地域の活性化を図ります。

○地域行事の一体化や地域行事への相互支援、集落間交流や集落の枠を超えた行事・事業を展開します。

■目標値

重要業績評価指標	基準値(令和 6 年度)	目標値(令和 1 2 年度)
小さな拠点設置数	3 拠点	3 拠点

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業	まちづくり協議会運営事業	甲良町	
		地域安全対策事業	甲良町	
		集落支援員配置事業（再掲）	甲良町	

10. 住民の誇りの醸成に向けた町財産の継承と活用

(1) 現況と問題点

本町は、湖東三山の一つである西明寺、佐々木道誉が晩年を過ごした勝楽寺等の数多くの文化財を有し、藤堂高虎を始めとする歴史的な偉人「甲良三大偉人」を輩出しております。また、「せせらぎ遊園のまちづくり」において形成された豊かな農村景観や地区ごとの特徴のある親水施設等が今に至るまで残っています。

今後は、文化財の適正な保存や継承、顕彰会による「甲良三大偉人」の広報活動等に努め、観光資源として活用できるよう整備する必要があります。また、地域の産業拠点や学校教育、生涯学習と連携し、町独自の歴史や文化を受け継ぎ、広めることで、住民の町に対する誇りやまちづくりに対する当事者意識を醸成し、地域の活性化へとつなげていくことが大切になります。

(2) その対策

- 町内の歴史資源の掘り起こしを行い、学校教育や生涯学習に活用することで、住民の誇りの醸成を図ります。
- 本町の文化財や伝統文化に触れることのできる機会を提供できるよう、甲良町歴史資料館の整備を行います。
- 文化財の活用や顕彰会によるイベントの実施等により観光における町財産の活用に努めます。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
せせらぎ探検隊における郷土学習の参加人数	15人	18人

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	親水施設及び親水公園修繕事業	甲良町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化財等保全事業	甲良町	
		顕彰会活動支援事業	甲良町	

11. 豊かな地域づくりに向けた再生可能エネルギーの活用

(1) 現況と問題点

人口減少が進む中で、地域活性化を進めるためには、産学官が連携し、再生可能エネルギーを活用した雇用の場の創出や生活基盤の安定に努める必要があります。再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域資源を活用し、エネルギーの地産地消に取り組むことが重要となります。

(2) その対策

○町内の産業に再生可能エネルギーを導入し、温室効果ガスの抑制に加え、エネルギーの地産地消の仕組みを構築し、地域住民の生活基盤の安定や、産業の活性化をめざします。

■目標値

重要業績評価指標	基準値（平成 25 年度）	目標値（令和 1 2 年度）
温室効果ガス（CO ₂ ）総排出量	2,217.6t-CO ₂	1,363.3t-CO ₂

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギーの利用促進事業	甲良町	

事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)過疎地域持続的発展特別事業	空き家対策事業	甲良町	空き家情報の提供・相談体制の充実を推進し、移住者の増加・定住化を図ることは持続的発展につながる。
		集落支援員配置事業	甲良町	集落への人的支援により、地域における課題の発見や問題解決能力を高めることは、集落の持続的発展につながる。
2 産業の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	地域振興大学連携事業	甲良町	大学と連携し、甲良米のブランド化や特産品の開発を図ることは、地域の振興に資することから地域経済の持続的発展につながる。
		特産品開発事業	甲良町	生産者に対する支援により特産品の開発を図ることは、地域の振興に資することから地域経済の持続的発展につながる。
		鳥獣害対策事業	甲良町	鳥獣害対策を実施し、農水産業等に係る被害の防止を図ることは、農水産業の持続的発展につながる。
		観光協会支援事業	観光協会	イベントの開催や地元産品をPRすることは、地域の振興・活性化に資することから地域経済の持続的発展につながる。
3 地域における情報化	(1)過疎地域持続的発展特別事業	自治体DX促進事業	甲良町	地域におけるDX推進は、将来的な町民生活の利便性向上につながる。
		行政情報システムクラウド利用事業	甲良町 町村会	地域におけるDX推進は、将来的な町民生活の利便性向上につながる。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(5)過疎地域持続的発展特別事業	地方バス路線維持費補助金事業	甲良町	地方公共交通を確保し、利便性を向上させることは、将来的な住民の移住・定住につながる。
		バス路線確保対策事業	甲良町	地方公共交通を確保し、利便性を向上させることは、将来的な住民の移住・定住につながる。
		湖東圏域公共交通活性化協議会事業負担金事業	甲良町 協議会	湖東圏域の愛のりタクシーを確保し、利便性を向上させることは、将来的な住民の移住・定住につながる。
		近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会負担金事業	甲良町 協議会	地方公共交通を確保し、利便性を向上させることは、将来的な住民の移住・定住につながる。
		除雪対策助成事業	甲良町 自治会	自治会ごとの除雪手段の確保を図り、地域交通の利便性を向上させることは、将来的な住民の移住・定住につながる。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	消防団活動運営事業	甲良町	消防団への入団を促進し、地域力防災の維持・向上を図ることは、将来的な住民の移住・定住につながる。
		自主防災活動推進事業	甲良町	自主防災活動の費用を補助し、地域防災力の強化を図ることは、将来的な住民の移住・定住につながる。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(5)過疎地域持続的発展特別事業	地域包括支援センター運営事業	甲良町	高齢者の相談窓口としての地域包括センターの充実を図ることは、住民の安心につながる。
		放課後児童クラブ運営事業	委託	継続的な保護者の就労支援をはかることは、子育て世帯の将来的な移住・定住につながる。
		グループハウス運営事業	甲良町	グループハウスを運営し、独立した生活に不安を抱える高齢者の支援や子育て世帯の交流スペースとして活用することは、将来的な移住・定住につながる。
		健康増進事業	甲良町	住民・若年検診・各種がん検診、保健指導等の実施により、生活習慣病の発症、重症化の予防を図ることは、将来的な移住・定住につながる。
		老人福祉推進事業	甲良町	緊急通報システムの構築、高齢者配食サービス・介護用品支給等により、高齢者福祉の充実を図ることは、将来的な住民の安心につながる。
		子育て家庭支援事業	甲良町	乳幼児訪問・見守り事業・子育て応援金等支給事業等を始めとする子育て支援の充実を図ることは、子育て世帯の将来的な移住・定住につながる。
		福祉医療費助成事業	甲良町	乳幼児期から高校生世代までの医療費助成により負担の軽減を図ることは、子育て世帯の将来的な移住・定住につながる。
7 医療の確保	(1)過疎地域持続的発展特別事業	在宅歯科・小児救急・二次救急負担金事業	甲良町	町内で不足している医療サービスの充実を図ることは、将来的な移住・定住につながる。
		小児科医師確保対策事業	甲良町	町内で不足している小児科医師を確保することは、子育て世帯の将来的な移住・定住につながる。
8 教育の振興	(3)過疎地域持続的発展特別事業	教育施設ICT化事業	甲良町	教育施設のICT機器の整備、専門員の配置は、子育て世帯の将来的な移住・定住につながる。
		特別教育支援員配置事業	甲良町	特別教育支援員を配置し、細やかな教育サービスを推進することは、子育て世帯の将来的な移住・定住につながる。
		ALT派遣事業	甲良町	幼児から中学生世代まで切れ目のない英語教育の推進を図ることは、子育て世帯の将来的な移住・定住につながる。
		学力向上支援事業	甲良町	学力向上を目的とした放課後学習塾の実施等により教育支援を図ることは、子育て世帯の将来的な移住・定住につながる。
9 集落の整備	(1)過疎地域持続的発展特別事業	まちづくり協議会運営事業	甲良町	地域の課題解決に向けた協議会や先進地視察は、集落の持続的発展につながる。
		地域安全対策事業	甲良町	防犯カメラの設置を始めとする地域安全対策を図ることは、安心安全な住民生活を確保し、集落の持続的発展につながる。

		集落支援員配置事業（再掲）	甲良町	集落への人的支援により、地域における課題の発見や問題解決能力を高めることは、集落の持続的発展につながる。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	文化財等保全事業	甲良町	文化財の適正な保全や継承を推進し、観光資源としても活用できるよう整備していくことは、将来的な持続的発展につながる。
		顕彰会活動支援事業	甲良町	「甲良三大偉人」に係るイベントの実施や広報活動の推進により、将来的な文化・歴史の持続的発展につながる。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギーの利用促進事業	甲良町	太陽光発電を始めとする、再生可能エネルギー利用の推進は、将来的な温室効果ガス排出削減につながる

甲良町持続可能な地域づくり計画

令和8年1月

甲良町 企画監理課

〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在土 353-1

TEL : 0749-38-5061 / FAX : 0749-38-5072